

油濁基金 だより

No. **38**
1988.7



財団法人 漁場油濁被害救済基金



定置網漁業の浮子やロープにタール状の廃油が付着、使用不能の被害を与えた。
 (昭和61年1月、島根県北浜漁協地区)

目 次

(寄稿)

1. 漁業を守るための油防除資機材の使い方(2) 松本 謙 1

(随想)

- 油濁事故の思い出(2) 和出隆治 5

(基金記事)

1. 昭和62年度事業の概要 6
 2. 昭和62年度漁場油濁被害発生図 11
 3. 昭和62年度漁場油濁被害状況一覧表 12
 4. 漁場油濁問題調査検討会報告(その3・最終回) 18
 5. 中央・地方審査会の動き 28
 6. 労務費及び漁船用船費の改訂 31
 7. 評議員の委嘱について 31

(官庁等人事異動)

(編集後記)

(人物紹介)

漁場を守るための油防除資機材の使い方(2)

(その1) 粘度の低い油処理の巻(続き)及び

(その2) 粘度の高い油処理の巻

油濁研究所 松本 謙

油回収船は、いわば海上を自由に動き回れる油回収器ですから、操船ということを除けば、両者の使い方は、機械力による油回収ということで共通しています。

- 油面の厚さがある程度ないと水ばかり回収できて、肝心の油の回収がさっぱりだめという結果になります。そのときの油の種類と波高によって回収可能な厚さは多少違いますが、2～3mmが目安です。油面の切れが多くなっている薄膜油に対しては、オイルフェンスを利用して厚膜化を図る必要があります。

- 油回収船の油回収能力評価のための国の認定基準では、波高30cm、波長10mの水面における厚さ6mmのB重油が対象になっており、1時間に3kl以上回収できることとされています。

- 油面の厚さがある程度あっても、波高が大きくなると、どの型式の油回収器でも油の回収がわるくなります。(油の回収効率が低下するといいます。)

一番影響を受けやすいのは、構造の簡単なポンプの吸い込み口みたいな油水吸引型で、取り扱いが便利なためによく使われているものです。次に吸着・付着型で、金属又はプラスチックの円板が沢山回転して、それらの表面に油をくっつけて拭いとるも

のです。比較的影響が少ない(あくまでも前の2者との比較の話です。)のは、水面に浮かぶ小さなオイルセパレーター(油水分離槽)とでもいうべき、堰を利用して水面の油をとろうとする導入型です。構造上どうしても大きくなりがちで、操作もその分手間がかかります。

- 油回収器の中にごみ等の異物が流入すると目詰まりを起こして、掃除のための時間のロスを生じますから、金網や柵で流入しないようにします。

- 回収油の中にはどうしても水分が混入しがちですから、回収容器の底部に水切り弁をつけておくとか、とりあえず岸辺で板で周囲を囲って油が逃げないようにした浮体つきの回収堰を用いると便利です。浮体つきの底抜けドラム缶の利用例もあります。

(3) 油吸着材による回収

- 油吸着材は後で投入したものを回収しなければなりませんから、後で十分回収できること(投入数量と回収労力)を年頭において、使用する必要があります。

- 日没近くで、夜間の投入済みの油吸着材の回収が不可能なときは使用を見合わせます。

- シート状(50～60cm角)のものは、投入しやすいようにある程度重量が与えら

れていますから、急ぐあまり重ならないように、1枚1枚でいねいに油面全体を敷き詰めてゆく要領が大切です。

- 薄膜化した油には効果がありませんから、オイルフェンスで油を寄せ集めて、約0.2mm以上になり、油面が切れなくなれば使用が可能になります。
- 流れが速く（1ノット以上）で、回収がむずかしいときは、回収できるようにロープでゆわえられた万国旗型といわれるものを使うと便利です。
- 海岸近くで漂流油に対して投入し、油を吸着したものが沖合へ流れ出さないように、回収容器に回収されるまでの間、オイルフェンスで囲っておく工夫が必要です。
- 油吸着材の使用は、投入、回収、回収分の処理・処分の一連の作業がどうしても必要ですから、これらの段取りなり、配慮をしながら使うことが肝要です。

(4) 油ゲル化剤によるゲル化回収

昭和58年8月以降登場したもので、漂流油に散布し、固化させてネットで回収するものです。後述の油処理剤が油を分散させてしまうのと対照的です。

- オイルフェンスで油面を囲んでから、均一に散布します。放水や柄の長いほうきで静かに攪拌し、油が固まってきたら回収します。せっかく固まってきたものを、攪拌し過ぎて軟化させないように注意します。
- 引火性の強い油に対しては、ゲル化によって揮発性を抑え、引火しにくくする効果があり、火気に気をつけて散布します。

(5) 油処理剤による乳化分散

油処理剤は、国の品質基準が昭和49年にできるまでの間、水産生物に対する毒性の強いものが出回っていたために、国の認定品の方が家庭用洗剤よりもその毒性がはるかに（4分の1以上）低いにも拘わらず、実際の使用に際しては関係漁協の同意を必要とするなど、極めて慎重に扱われています。

- 漁協の同意があって散布するときは、ひしゃくや容器から直接散布することは国の使用規定から許されません。必ず散布器を用います。
- 散布後は、必ず機械的（散水、推進器等による）攪拌が必要です。
- 乳化分散油が漁場へ潮流や風によって流入するおそれのあるときは、使用を中止します。

(6) 付着油・漂着油の除去

- 波に洗われている砂浜等の場合は穴を掘って油をため、別の容器に移しかえます。人力が主体となります。
- 油の付着の著しい砂や砂利等は撤去して大きな穴に移し、海水を注いで油を浮上分離させます。
- 岩場、コンクリートの人工物の表面の付着は、ぼろきれや油吸着材で拭きとります。

足場のわるい箇所では、放水や油処理剤がつかえる場合は油処理剤を散布して除去します。

水面に落下した油が浮遊しているときは、

その回収を行う必要があることはいうまでもありません。

(その2) 粘度の高い油処理の巻

5. 高粘性油に対する資機材の使い方

先述の低粘性油に比較して、高粘性油は次のような特徴があります。

- ①油面の広がりには緩慢です。潮流の影響が支配的です。
- ②水分の混入によって急速に粘度が上昇し、C重油でも2日間位で、普通のポンプで吸引できない程、粘度が上昇する傾向があります。
- ③油面の広がりには均一に四方へ広がるよりも、片寄って広がる傾向があります。

資機材は普通低粘性油用に作られていますから、高粘性油に対して有効に使う場合は、資機材の種類によって、制約を受けます。

(1) オイルフェンスの展張

- 潮流が油面の広がりに強く働きますので、流れを考慮した展張を行います。極端な場合は、流れの方向を縦方向とすれば、縦方向に重点をおいた待ち伏せ式の展張が効果的です。
- 低粘性油に比較して、包囲や誘導は容易にできるといえます。
- せっかくせき止めた油が風による越波やスカートの下をくぐり抜ける剝離現象で、逸流する傾向も多少緩和されます。
- 流出油量が多くて、油面の厚さが十数

cm以上に及ぶときは、油を支えきれなくなるおそれがありますので二重、三重の展張が必要になります。

(2) 油回収器(油回収船)による回収

- 回収ポンプの吸引配管の内径は最小2インチ(約5cm)以上の太さが必要です。これ以下ですと、管内面の油の流れに対する抵抗が増して、送油が円滑に行われなくなります。
- 油の粘度がそのときの温度で4,000センチストークス以上になると、レシプロポンプ(普通のピストン往復作動型)では吸引できなくなり、ポンプ内部が二重うずまき様の構造になっていて、偏心回転子の回転で送り出す型式のモノポンプ等の特殊ポンプを使わないと間に合わなくなります。又冬期、水温が低下しているとき、流出油が段々冷却されて粘度上昇を招き、同様の吸引不可能の事態が起こることがあります。
- 油の粘度が比較的低く1,000センチストークス程度までならば、吸引型の回収器で吸引できますが、場合によっては吸着・付着型のものの方が回収効率がよくなります。さらに導入型のものの方がよい場合もあります。

4,000センチストークスを超え、1万センチストークス位になると、バケット型といって、水車のように回転輪の外側面に汲み取りだめが設けられ、回転輪の回転に伴って、導入された油が次々に汲み取られてゆく方式が役に立ちます。製品としては販売されていますが、特殊なものだけに普及はして

いません。構造上大掛かりとなるために、油回収船用として、取り付け、取り外し自在のカセット式回収器となっています。

- 油回収船に搭載された可搬式油回収器の使用時は、オイルフェンスでせき止められた油が船首波等で逃げないように、停船するなどの措置が必要になります。

(3) 油吸着材による回収

- 油吸着材の作用は、油の粘度上昇に伴って、4,000センチストークス近くになると、吸着よりもむしろ付着といった方が適切な状況になります。いずれにしても油吸着材が役に立てばよいわけです。

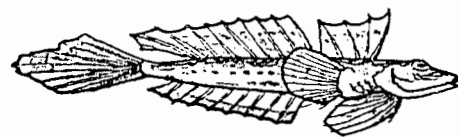
- 油のついた油吸着材を手かぎで引き上

げるとき、又はネットで引き上げるとき、水とともに吸着材本体から遊離して、したり落ちる油量は、低粘性油に比較して下回ります。この点回収ロスは少ない方といえます。

- 粘度の上昇につれて、油吸着材の材質による差が減少する傾向があります。

- 油の比重増加分だけ、高粘性油については、油吸着材の回収時に重く感じられるようになります。

- 使用済みの油吸着材を焼却炉で焼却処分するとき、高粘性油の場合に、含有水分が多くなることがあり、焼却に手間どることがあります。(以下次回に続きます。)



油濁事故の思い出(2)

愛知県漁業協同組合連合会

漁政課長 和出 隆治 氏

私が油濁事故とかかわりあいをもったのは、昭和47年に経理課より現在の漁政課に配属されたその年の7月に伊勢湾口でグラウンドフェア号とコラティア号の衝突沈没流油事故が発生し、その被害調査でありました。そしてまだ被害補償も解決しない翌48年5月伊良湖水道において小型タンカー日聖丸(791トン)が西ドイツ貨物船メリアン号(11,391トン)に追突され、C重油1,869キロリットルを積載したまま水深75メートルの海底に沈没、この船からC重油が絶え間なく流出拡散し、沿岸に浮流漂着したため漁業に多大な被害を与えるとともに官民一帯となって防除清掃作業に約1ヶ月間を要し、私も現地対策本部に詰め毎日の処理作業及び漁業被害調査に当りました。

当時は、これら流油事故に対する漁業者側の防除清掃及び漁場損害賠償請求権の具体的な保全方法、対処方法等の体制が十分でなく、全漁連(当時公害対策室)・弁護士・海事鑑定機関の方々の指導協力を得ながら補償交渉等に大変苦労したが、現在では、これらの事故を契機として全漁連のご努力により事故発生時の発動体制及び被害賠償請求権の具体的な保全方法、対処方法等対策の改善強化が固められたため、短期間で解決するケースが多くなったように思い

ます。

また、当時原因者不明による油濁被害もノリ養殖漁場等で度々発生し、漁業者は泣き寝入りをせざるを得ない状態で、本県においては救済措置として(財)愛知県漁業操業安全協会(現在(財)愛知県水産業振興基金)において少額の見舞い金を支給していましたが、昭和50年に原因者不明による漁場油濁被害救済制度が全漁連を始め関係機関のご努力により(財)漁場油濁被害救済基金が設立され漁業者にとっては画期的な救済制度が誕生したのであります。

本県も昭和51年12月常滑市鬼崎漁協地先ノリ養殖漁場で発生した油濁被害をかわきりに現在まで24件、総額で2億3,600万円余(内漁業被害救済金2億1,600万円・防除清掃費2,000万円)という多大な救済金の支給を受け、漁業者はこの制度及び(財)油濁基金等関係者に対し非常に感謝している次第であります。

今後も油濁事故が無くなることは考えられないので漁業被害の救済について現行の補償・救済制度の拡充強化が必要であり、特に原因者不明による救済制度については早期に法制化され恒久的制度となるよう我々漁協系統組織はもちろん、漁業者も強く望むところであります。

昭和62年度事業の概要

昭和62年度中に当基金で実施した事業の概要は、以下のとおりである。

1. 漁場油濁による被害救済事業

昭和62年度中に当基金で取り扱った原因者不明の漁場油濁の被害認定件数は、42件、103,100,847円であった。

内訳は漁業被害（4～3月）が2件、39,651,279円、防除・清掃（1～12月）が40件、63,449,568円となっている。

これらの被害額の認定のため中央漁場油

濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。漁場被害を受けた地区については県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。基金は中央審査会における審議結果を受け、被害金額を認定し、被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

件数	認定額	漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
		件数	認定額	件数	認定額
42	円 103,100,847	2	円 39,651,279	40	円 63,449,568

(1) 漁業被害関係

救済対象となった件数は、昨年度同様のり養殖業の被害2件であった。

昭和62年12月上旬に香川県小豆島池田湾内の関係2漁協のり養殖場に油膜状の油が流入した。幸い油膜は季節風、潮流により拡散したため、大きな被害には至らなかったが、発生当日、油濁に気付かず汚染のりを摘採し、製品化した乾のり27万枚に油臭が付着し廃棄せざるを得ない被害が発生した。被害額は約360万円であった。

昭和63年3月初旬には、愛知県知多半島西岸の常滑市及び美浜町野間地先の関係4漁協のり養殖漁場に原油またはC重油と推定される廃油が流入した。このため汚染のり網382さくの生産中止、汚染生のり約57トンの廃棄、汚染乾のり約128万枚の廃棄等の被害が発生した。それらの被害額は約3,600万円となった。

以上の漁業被害に関する救済金は39,651,279円となり、年度中に3,604,500円を交付、差額の36,046,779円を支払備金に計上した。

これは昭和63年4月に同額を確定し、5月に交付した。

以上のように、昨年度に引続き漁業被害の発生は少なかったが、一方油濁被害の発生を未然に防止するなどにより漁業被害とならなかったものが14件あった。同様のことが昨年度は13件あったが、本年度の状況

をみると。漁船等による油の拡散作業等により漁場への拡大を未然に防いだもの6件、被害額50万円を下回ったため救済の対象とならなかったもの1件、汚染の程度が軽微で救済の対象とならなかったもの7件が数えられた。

漁業種類	件数	認定額	発生県名
のり養殖業	2件	39,651,279円	愛知、香川

(2) 防除・清掃関係

本年度認定した防除・清掃事業に係る事故は、北は北海道から南は沖縄県へ至る13

都道府県下に亘り、件数は40件で、昭和58年度以来40件台を横這いで推移している。

都道府県別	区分	件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
				件数	認定額	件数	認定額
北海道		1	146,885円		円	1	146,885円
東京都		3	2,125,415			3	2,125,415
千葉県		3	858,382			3	858,382
愛知県		1	36,046,779	1	36,046,779		
兵庫県		2	1,467,223			2	1,467,223
石川県		1	149,395			1	149,395
京都府		1	1,352,628			1	1,352,628
鳥取県		1	1,226,049			1	1,226,049
島根県		1	3,132,979			1	3,132,979
愛媛県		1	1,384,365			1	1,384,365
香川県		2	3,790,490	1	3,604,500	1	185,990
長崎県		1	7,767,189			1	7,767,189
鹿児島県		11	21,967,260			11	21,967,260
沖縄県		13	21,685,808			13	21,685,808
合計		42	103,100,847	2	39,651,279	40	63,449,568

発生場所及び油の形状は、例年の通り最も多くみられたのは薩南諸島、沖縄諸島及び伊豆諸島へのオイルボールの漂着であり、これら黒潮流域の海域だけで27件（67%）が数えられる。対馬海流流域では島根県から石川県へかけての各県沿岸へ軟いタール状の油の漂着が5件、内海・内湾では千葉県で3件、兵庫県、愛媛県及び香川県の各県へ液状の油が1件ずつ、このほか北海道道南へ濃い液状の油、長崎県五島北端へタール状の油がそれぞれ1件漂着している。

これらの油について、漁業被害の発生を未然に防止するための海岸清掃作業、漁場への侵入を食い止めるための船による拡散または吸着作業、のり漁場への侵入後に発見され被害軽減のための汚染物の除去や払拭作業等の防除・清掃事業が行われたものである。

発生時期は、4月5月6月及び9月に発生を見なかったほか、例年通り1～3月、10月～12月に集中している。

本年度特記すべきことは、前記対馬海流流域での発生で、2月上旬に島根県石見地方の6漁協管内の海岸へ軟いタール状の油が漂着したのを始め、2月から3月にかけて鳥取県、兵庫県（日本海）、京都府及び石川県と1府4県に亘る海岸が汚染されたことである。いずれも漁業被害の発生を防止するため、防除・清掃が実施されている。以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は63,449,568円となった。

2. 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うための油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して事業実施計画、実施結果等についての検討を行い専門の調査機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は次のとおりである。

(1) 漂流油の漁場流入ルートの解明

漂流油常襲地区において流入ルートを解明することにより効果的な監視、処理の方法を検討するため次の調査を実施した。

①漂流油の漁場流入ルートの解明調査

漂流油の発見前及び発見後の漂流ルートを解明する手法を開発することを目的として、本年度はこれまでの調査結果を踏まえて次のような調査を行った。

ア. 現場でも利用できるように、簡易モデルを開発することにより、計算速度の向上を図り、パソコンでも計算可能なプログラムを作成した。

イ. このプログラムを運用して、漂流油の漁場流入ルート解明手法のマニュアルを作成した。

(2) 漁場油濁監視システムの開発

漁場への油の流入を監視、発見、通報し即座に対応するシステムを開発するため次の調査を実施した。

①漁場用油分感知センサの開発検討調査

漂流油を無人で常時監視する全天候型の漁場用油分感知センサの開発を目的として、前年度に引き続きレーザー光線型センサの海上での実用化を前提に、波浪の影響、海水飛沫などについて造波水槽実験による補足試験を行った。併せてセンサの小型軽量化、低電力化、信号伝達方式等について文献調査し、漁場油濁に対する油分感知センサの開発可能性を検討し、総合的な評価を試みた。

②漁場油濁監視・予測・通報システムの総合化調査

漁場油濁被害の未然防止及び軽減をはかるものとして漂流油の早期発見、漂流油の挙動予測及び関係機関への早期連絡が必要である。このため、前記の調査に加えて、洋上からの監視及びデータ伝達技術、並びに予測計算結果を関係機関に伝える通信方法の調査検討を行い、それらの調査結果を踏まえて、監視・予測、通報技術を効率よく、安価に行うためのシステムの総合化検討を行った。

3. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) 漁場油濁問題調査検討会の開催

原因者不明の油濁被害救済事業は、昭和50年に開始されて以来、暫定措置の期間を含め10年余が過ぎている。この間、関係者による被害減少のための各般の努力が講じられてきているが、油濁による漁業被害は依然として発生している状況にある。

このような状況のもとで、当基金では油

濁被害救済事業の現状と実施上の問題点等につき調査検討し、今後の事業改善に資するため、3回に亘り漁場油濁問題調査検討会を開催した。

会議は学識経験者からなる調査検討会委員により行い、漁場油濁の発生の背景、油濁被害の実態と救済、問題点と改善の方向等につき検討した。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、当基金が被害の態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生のおそれがあるものについては防除・清掃事業を行うよう指導し、漁業被害の未然防止と漁場の保全を図った。

(3) 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進を資するため、等基金の救済対象となった漁業被害の救済金および防除費の交付金が申請者である漁協においてどのように配分されているかの検査を、業務方法書第13条に基づき当基金の役職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

(4) 啓蒙普及活動等について

ア. 漁場油濁被害救済事務担当者会議の開催

漁場油濁被害の多発する都道府県の漁連並びに地方庁担当者を対象に前記(1)の検討

結果及び被害救済関係の諸手続き等の説明と意見の交換を行うことにより、当基金の行う事業への理解をより深めるため、全国を7ブロックに分け年度内に4回の会議を開催した。

イ. 当基金の業務の動きを記した定期刊行物『油濁基金だより』を3回に亘り

作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁被害救済制度の普及に努めた。

ウ. そのほか現地での説明会、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会への参画等油濁防止対策に係る啓蒙普及活動に尽力した。



原稿募集

☆「寄稿」…油濁に関するあらゆるひとについての、ご投稿をお願いします。400百字詰2枚以上。

☆「随想」…油濁の思い出とか、漁業のこと、魚のこと、船のこと、そのほか自分の趣味のことなど、なんでも結構です。肩のこらないものをお願いします。400字詰3枚以内。

☆送り先は、当基金あて、薄謝贈呈

昭和62年度漁場油濁被害発生図

◎印は漁業被害及び防除・清掃。

無印は防除・清掃のみ。



昭和62年度漁場油

No.	県 地 区 名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	被 害 状 況
1	北海道えりも町地区	昭和 62. 7.30	えりも港岸壁付近	廃油と思われる油帯が港内に流入、再流出するとこんぶ、うに等に被害の恐れがあり清掃した。
2	鹿児島県奄美大島地区	62. 8. 3	竜郷町地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降しに支障をきたし、又再流出して他の漁業に被害の恐れがあり清掃した。
3	鹿児島県口永良部島地区	62. 8. 3	口永良部島地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して刺網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
4	鹿児島県与論町地区	62. 8.18	与論町東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
5	東京都新島地区	62. 8.22	新島東海岸前浜海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、海藻の天日干しに支障があり、又再流出して定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
6	鹿児島県種子島地区	62.10.24	西之表市漁協管内全域	オイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシ、アオノリ、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
7	沖縄県本部地区	62.10.24	本部漁協管内具志堅、新里浜海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり、又流出してモズク、ヒトエグサ、刺網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
8	沖縄県西表島地区	62.10.27	西表島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してアオサ等に被害の恐れがあり、又漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
9	鹿児島県種子島地区	62.10.28	中種子町東海岸、西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、トコブシ等に被害の恐れがあり清掃した。
10	沖縄県宮古島地区	62.11. 2	宮古島北海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して、モズク養殖や小型定置網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
11	沖縄県与那国島地区	62.11. 4	与那国島地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
12	東京都神津島地区	62.11. 5	神津島返浜海岸	オイルボールが海岸に漂着、海藻の天日干しに支障があり、又再流出してイセエビ刺網に被害の恐れがあり清掃した。
13	沖縄県池間島地区	62.11. 7	池間島北海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、採貝採藻及び雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。
14	沖縄県勝連町地区	62.11.12	津堅島海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、採貝採藻及び雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。

濁被害状況一覧表

(単位：円)

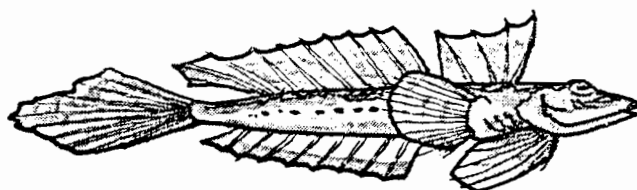
関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
えりも町漁協			円 164,785	円 146,885	円 164,785	円 146,885
竜郷町漁協			2,124,220	2,124,220	2,124,220	2,124,220
上屋久町漁協			614,940	614,940	614,940	614,940
与論町漁協			308,520	308,520	308,520	308,520
新島漁協 若郷漁協			570,005	570,005	570,005	570,005
西之表市漁協			6,017,370	6,017,370	6,017,370	6,017,370
本部漁協			1,495,238	1,495,238	1,495,238	1,495,238
八重山漁協			663,690	663,690	663,690	663,690
中種子町漁協			2,025,430	2,025,430	2,025,430	2,025,430
平良市漁協			3,290,880	3,290,880	3,290,880	3,290,880
与那国町漁協			590,980	590,980	590,980	590,980
神津島漁協			94,200	94,200	94,200	94,200
池間漁協			2,876,620	2,876,620	2,876,620	2,876,620
勝連漁協			408,740	408,740	408,740	408,740

No.	県 地 区 名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
15	千葉県富津市地区	昭和 62.11.12	中の瀬航路付近	のり漁場の沖合にC重油と思われる油膜を発見、被害の恐れがあり航行拡散した。
16	鹿児島県種子島地区	62.11.13	南種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、トコブシ等に被害の恐れがあり清掃した。
17	沖縄県座間味島地区	62.11.13	座間味島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して、採貝漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
18	鹿児島県屋久島地区	62.12. 3	上屋久町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網、刺網等に被害の恐れがあり清掃した。
19	鹿児島県沖永良部島地区	62.12. 3	沖永良部島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
20	鹿児島県奄美大島地区	62.12.11	竜郷町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降しに支障があり、又再流出して、もずく養殖に被害の恐れがあり清掃した。
21	香川県小豆島地区	62.12.12	小豆郡池田湾地区	重油と思われる油がのり漁場に流入、生産物及び養殖施設に被害を与えた。
22	鹿児島県種子島地区	62.12.17	馬毛島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシ、アオノリ、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
23	鹿児島県種子島地区	62.12.24	中種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、トコブシ等に被害の恐れがあり清掃した。
24	沖縄県本部地区	62.12.25	本部漁協管内北海岸及び瀬底島海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり、又再流出してモズク、ヒトエグサ、刺網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
25	東京都大島地区	62.12.26	差木地漁協前浜海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、エビ網に被害の恐れがあり清掃した。
26	千葉県船橋市地区	62.12.29	船橋市漁協のり漁場付近	航路筋に濃い油膜が漂流、のり漁場に流入し被害の恐れがあり防除した。
27	沖縄県池間島地区	62.12.30	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、採貝採藻及び雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。
28	千葉県船橋市地区	63. 2. 5	船橋市漁協のり漁場付近	航路筋に濃い油膜が漂流、のり漁場に流入し被害の恐れがあり防除した。
29	鹿児島県屋久島地区	63. 3. 2	上屋久町漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網、刺網等に被害の恐れがあり清掃した。
30	愛知県野間・常骨地区	63. 3. 3	鬼崎から野間漁協にいたるのり漁場	C重油の廃油と思われる油がのり漁場に流入し、生産物及び養殖施設に被害を与えた。

(単位：円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
全富津漁協			円 46,575	円 46,575	円 46,575	円 46,575
南種子町漁協			2,697,720	2,697,720	2,697,720	2,697,720
座間味村漁協			211,680	211,680	211,680	211,680
上屋久町漁協			2,275,910	2,275,910	2,275,910	2,275,910
沖永良部島漁協			527,680	527,680	527,680	527,680
竜郷町漁協			2,537,330	2,537,330	2,537,330	2,537,330
池田漁協	3,604,500	3,604,500	185,990	185,990	3,790,490	3,790,490
西之表市漁協			335,600	335,600	335,600	335,600
中種子町漁協			2,502,540	2,502,540	2,502,540	2,502,540
本部漁協			2,584,580	2,584,580	2,584,580	2,584,580
差木地漁協			1,461,210	1,461,210	1,461,210	1,461,210
船橋市漁協			323,186	323,186	323,186	323,186
池間漁協			2,957,480	2,957,480	2,957,480	2,957,480
船橋市漁協			104,765	104,765	104,765	104,765
上屋久町漁協			2,957,920	2,957,380	2,957,920	2,957,380
鬼崎漁協 常滑漁協 小鈴谷漁協 野間漁協	36,064,104	36,046,779	1,474,429	1,474,429	37,538,533	37,521,208

No.	県 地 区 名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
31	沖縄県本部地区	昭和 63. 3. 8	本部漁協管内北海岸及び 瀬底島海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク養殖等に被害の恐れがあり清掃した。
32	鹿児島県種子島地区	63. 3. 10	馬毛島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシ、アオノリ、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
33	鹿児島県口永良部島地区	63. 3. 12	口永良部島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して刺網、小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。
34	鹿児島県種子島地区	63. 3. 14	南種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網、トコブシ等に被害の恐れがあり清掃した。
35	愛知県野間地区	63. 3. 17	野間漁協地先のり漁場	A重油と思われる油がのり漁場に流入、生産物及び養殖施設に被害の恐れがあり、防除・清掃した。
(昭和62年4月1日から)		35件		
(昭和63年3月31日まで)				



(単位：円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
本部漁協			円 2,305,635	円 2,305,635	円 2,305,635	円 2,305,635
西之表市漁協			2,607,800	2,607,800	2,607,800	2,607,800
上屋久町漁協			571,130	571,130	571,130	571,130
南種子町漁協			2,777,360	2,777,360	2,777,360	2,777,360
野間漁協			260,400	260,400	260,400	260,400
計	39,668,604	39,651,279	52,952,538	52,934,098	92,621,142	92,585,377



漁場油濁問題調査検討会報告書

(その3 最終回)

IV 問題点と改善の方向

原因者不明の漁場油濁問題については、被害救済の前に被害そのものを減少させることが重要であり、排出規制に関する指導・取締の強化、原因者究明の努力、防除に関する技術開発・調査の推進等が要請されるところである。しかしながら、これ等事業の推進、強化に必要な経費が十分でなく、今後その負担のあり方等を含め検討して行くことが必要である。

事業の実施に必要な経費については、現在までのところ公費が約50%、残り50%が事業者団体の拠出金となっている。このうち公費については、最近年時における緊縮財政問題がある。また、団体からの拠出金については本制度の制定から現在に至るまで種々論議がなされたが、関係者全体としては必要経費を“石油に依存した経済活動に従事する者”が負担することで合意しているものの、業界の一部には根強い反対もあり任意拠出制をとらざるを得ないこと、毎年の拠出額の最近年時の支払実績額を基礎に決定しているため年によりその額が変動し、また年度ごとの拠出額と支払額との間に乖離を生じ清算が必要となる等の問題が生じている。

このような問題があるため、不況に直面している業界等では拠出金の納入が遅れたり未収金も発生する傾向が見られ、事業の安定的実施に支障を来す恐れも生じている。その解決のため、例えば拠出額の平準化、支払い準備金の積立上限の引上げ等の検討が必要となっている。

事業の実施体制については、漁協、漁連等の協力を得て実施しているがこれ等系統団体の負担の軽減問題がある。その他、漁業に関する公害防止や環境保全事業を実施している団体との連携の緊密化等の問題もある。

さらに、任意拠出制としているため、被害の一部を救済対象外として最低限の救済にとどめており、救済対象の範囲をどこまでにすべきか等今後引続き研究して行くべきであろう。

以上、被害の未然防止事業の推進、取締の強化、拠出金の納入の遅れ・未収金の発生防止等の問題を解決し、原因者不明の漁場油濁被害をできるだけ少なくし、発生した場合には確実かつ迅速に救済して行くために、基金規模の拡大等を含む現行制度の改善、更には法制化による事業の実施について長期的視点からの検討が必要である(表70)。

1. 原因者の究明と未然防止の努力

(1) 取締強化

海洋汚染の監視・取締りは、海上保安庁が中心となって行われており、その体制も漸次増強されているが、沿岸漁場への油の流入やオイル・ボールの漂着は依然として継続している。海洋汚染関係法令違反の送致件数も、最近では減少傾向が止まり横這いの状態にある（表45、46）。

このような現状においては、国や都道府県の行う監視・取締りは一段と強化されなければならない。油濁基金としても取締関係機関に対し引続き要請してゆくことが必要である。

国においても油濁発見の技術開発等の努力が続けられており、例えば郵政省の研究機関においては航空機搭載のマイクロ波による油濁探知システムの開発が進められているが、このような新しい監視手法の開発、その現場への適用が国・都道府県において一層推進され、違反の防止に活用させてゆくことが望まれる。

(2) 究明の努力

本事業が対象としている油濁被害の排出源はその殆どが船舶であり、原因者の究明は著しく困難である。

しかし、原因者の究明は原因行為の取締りとともに、本事業の救済対象としている被害の減少を図るうえで最も重要なことである。海上保安庁等の監視・取締機関においては、事故発生の都度原因者の究明に努力しているが、なお一層の努力が望まれる

ところである。

油濁基金は、被害漁業者に海上保安庁への事故発生の通報等、その捜査活動に積極的に協力させているところがあるが、今後とも原因者の究明のための排出源追及に関する技術の開発、調査の実施等に一層努力しなければならない。

(3) 法令の遵守

船舶からの油の排出は、油濁等の規制に関する国際条約をうけて国内法化された「海上汚染及び海上災害の防止に関する法律」その他「水質汚濁防止法」等により規制されている。これらの法令の完全遵守ができれば、油濁の被害は発生しないものと考えられる。

しかし、油濁による漁業被害が依然として続いている現状にあるのは、その大部分は油の不法投棄等の法令違反に起因するものと考えられる。なお、ごく一部ではあるが海難等によるものもあると考えられる。

不法投棄等の法令違反をなくすためには、国・都道府県におけるなお一層の厳重な監視取締りが望まれるところである。

(4) 啓蒙活動

監視取締とともに重要なことは、船舶関係者等の遵法精神の向上である。

油濁基金としては、船舶関係の業界・団体に対し、油排出規制の徹底、廃油処理施設の利用、油濁防除資機材の整備等に関し、船舶乗組員の末端まで深く浸透するような指導・啓蒙活動を要請するとともに、自らも出来る限りの啓蒙活動に力を入れてゆく

ことが必要である。

(5) 防除対策

国や都道府県においては、環境保全関係の各種の措置を講じており、全国の主要都道府県下の公益団体や全漁連においても、それぞれの漁場環境保全対策、漁業公害防止対策等の事業を推進している（表51-（1）、51（2）、52）。

油濁基金では発足以来、油濁被害の救済事業に併行し、付着油の除去に関する技術開発・調査、油の生物への影響調査等を実

施し、最近では油濁被害防止対策事業として漂流油の挙動の調査研究等の諸事業を実施している（表53、54）。

油濁被害防止対策事業の実施は、救済事業の前提であり、今後も規模を拡大して継続すべきであるが、最近では国の補助事業であるため緊縮予算の影響を受け漸次減少の傾向にある。

従って、その経費の負担のあり方についても、今後基金を拡大して、その運用果実で事業を進める等検討の要があろう。

2. 事業の安定的実施

この救済制度は、制度発足時に諸々の経緯もあって、基金を設立して実施することとしたが、必要な経費の大部分は毎年の業界からの拠出金、国、都道府県からの補助金、負担金によることとし、一部は基金の

運用益をもって充てることとなった。しかしながら、基金財産である基金が3.8億円と極めて少額であり、従って運用益も少なく、管理費のごく一部に充当されているにすぎない（表62、図22）。

昭和61年度現在の基本財産

（単位：金額；千円、比率；％）

	国	都道府県	漁業者団体	事業者団体	剰余金繰入	合計
金額	127,164	110,600	23,000	20,850	100,000	381,614
比率	33.3	29.0	6.0	5.5	26.2	100.0

ちなみに最近年次における救済事業の実施に必要な基金の経費の負担状況をみると、概ね年間総額4.5～5.0億円で国庫補助金1.7億円弱（約35％）、都道府県負担金3,000万

円前後（約6％）、基金運用益3,000万円強（約7％）、団体拠出金2.5億円弱（約52％）となっている（表60、図21）。

昭和61年度財源別金額、比率

(単位：金額；千円、比率；%)

	国庫補助金	都道府県負担金	計 ①	拠出団体拠出金②	小計 ③ =①+②	基本財産等運用利息④	合計 ⑤ =③+④
金額	154,968	26,325	181,293	212,143	393,436	31,036	424,472
比率	36.5	6.2	42.7	50.0	92.7	7.3	100.0

昭和61年度公費及び団体拠出金の額及び比率

公費 (国庫補助金・都道府県負担金)	拠出団体拠出金
181,293千円 46%	212,143千円 54%

昭和53～61年度公費及び団体拠出金の年間平均額及び比率

公費 (国庫補助金・都道府県負担金)	拠出団体拠出金
201,383千円 49%	212,847千円 51%

被害救済のために支払われる資金は、毎年業界団体が拠出する「拠出金」、国からの「補助金」、及び都道府県からの「負担金」が充てられている。救済の対象となっている「漁業被害」、「防除・清掃」とも、その件数、金額は年によって大きく変動している。特に、「漁業被害」金額は、変動が著しい。このような被害発生の態様を考慮し、支払金が増大する場合に支払に支障をきたさないようにするため、前述の通り救済金準備金及び防除費準備金が設けられており、現在それぞれの積立限度額は1億円、5,000万円と定められている。今後、年毎に変動する油濁被害に対応し迅速かつ確実に救済事業を実施していくためには、支払にあてうる資金を必要かつ十分な額だけ必要な時期迄に準備しておく必要がある。

然しながら、被害発生の態様からみて、現在の支払準備金の積立限度額は必ずしも十分な水準にあるとは言えず、また、業界団体の負担する年ごとの拠出金の額と被害額との乖離が大きい、救済金の納入が遅れる等次のような問題がある。

(1) 団体拠出額の算定方法

現在、年毎の団体の拠出金額は、過去の一定期間の支払実績額を基に算定されている。即ち、最近年次の実績を反映させるため一定期間における年間平均値を求め、これをこの期間における魚価等の変動を考慮して修正し算定している。

被害額は年ごとに大きく変動するので、この方法によって算定される年ごとの拠出額と実際のその年度における被害額との間には過不足が生ずるのが通常である。この

過不足を調整するために当該年度の拠出額で不足する時は準備金を取崩して充当し、被害額が拠出額を下回る場合にはその剰余額を支払準備金として積立てるが、累積積立額が積立額の上限を越える場合にはその金額を拠出者に返還することとしている。この様な方式をとっているため実際の拠出額が支払必要額を上回る年もあり、その様な場合には、拠出者側に不要となる金額まで拠出しておく必要はないではないかとの不満が生じがちである。これは、現在の拠出手続きでは、まず拠出団体ごとの拠出額を決め、これを団体を構成する下部団体或は企業間で割り振りして負担することとしているが、その際団体内で負担決定に関する意思決定をしなければならないこと、また、返還の場合には団体あてに返還された総額を各構成員に配分して返還しなければならないため、事務が著しく煩雑になることも一因であると考えられる。さらに、一部の拠出者には原因者でないのに原因者不明の被害救済に必要な経費の負担を強いられているとの不満を有する者もある。これらの事情がこれ迄の拠出金の団体ごとの負担額決定の遅れ、ひいては納入時期の遅れの大きな理由となっている。

この解決策としては、毎年の拠出額を出来るだけ平均化する等により拠出者が拠出し易い方法にし、かつ資金不足を招来しないようにして事業の安定的実施を図ることが望ましい。

この問題は下記(2)の準備金積立額の増

額の問題とも関連するが、例えば次のような方法も考えられよう。

- ①現在の算定方法の過去一定期間における救済実績のうち最高最低額を除いた数値の平均額を基に拠出額を算定し、この額をその年度以降の一定期間固定して適用する。
- ②その適用一定期間終了時において準備金積立後剰余金が生ずる場合には、拠出団体に返還する。また、準備金の積立不足額がある場合、または欠損金がある場合には不足額或は欠損金を次の一定期間の年間拠出額算定に反映される。

なお、このような方法をとるためには現行寄付行為における各年度毎に剰余が生ずるか否かを判定する方式を改めることが必要となる可能性もある。

(2) 支払準備金の積立上限の引上げ

被害の発生態様からみて、現在の積立上限が十分な水準であるとは考えられず、今後検討して行くことが必要である。

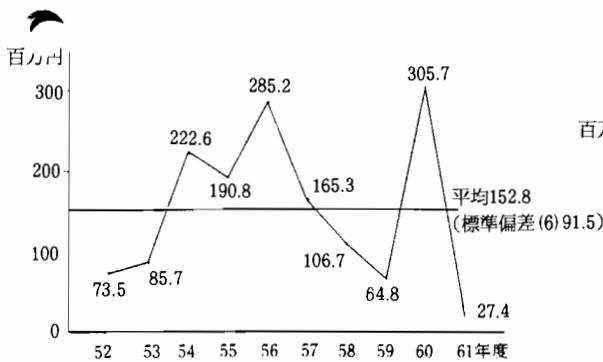
事業が本格実施された、昭和52年度以降昭和61年度迄の漁業被害救済金の支払実績についてみると、その平均年間支払実績に対し、振れの大きい年度では、平均値の2倍程度に達する年が10年度中2年度あり、また支払額が著しく低い年度としては、平均の3割弱という年度が1年度ある。防除清掃費についても、漁業被害救済金の場合より変動は小さいものの年ごとの振れがある。

制度発足当初においては、支払実績に関するデータも十分でなかったため、他の類似の事故の発生態様等も考慮して積立上限額が設定されたものと思われる。現在は、本格実施以降の実績年度数も10年度となり、不十分とは言え実績につき統計的処理も可

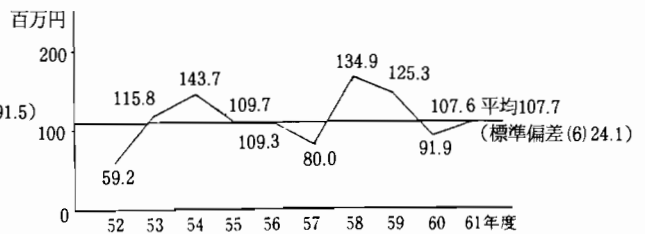
能になりつつあると考えられるので、これらの実績と拠出者側の拠出に関する問題点等も考慮して妥当な積立上限額を検討して行くべき時期になっていると判断される(図23, 24, 表63)。

年度別支払実績の推移

(1) 救済金



(2) 防除費



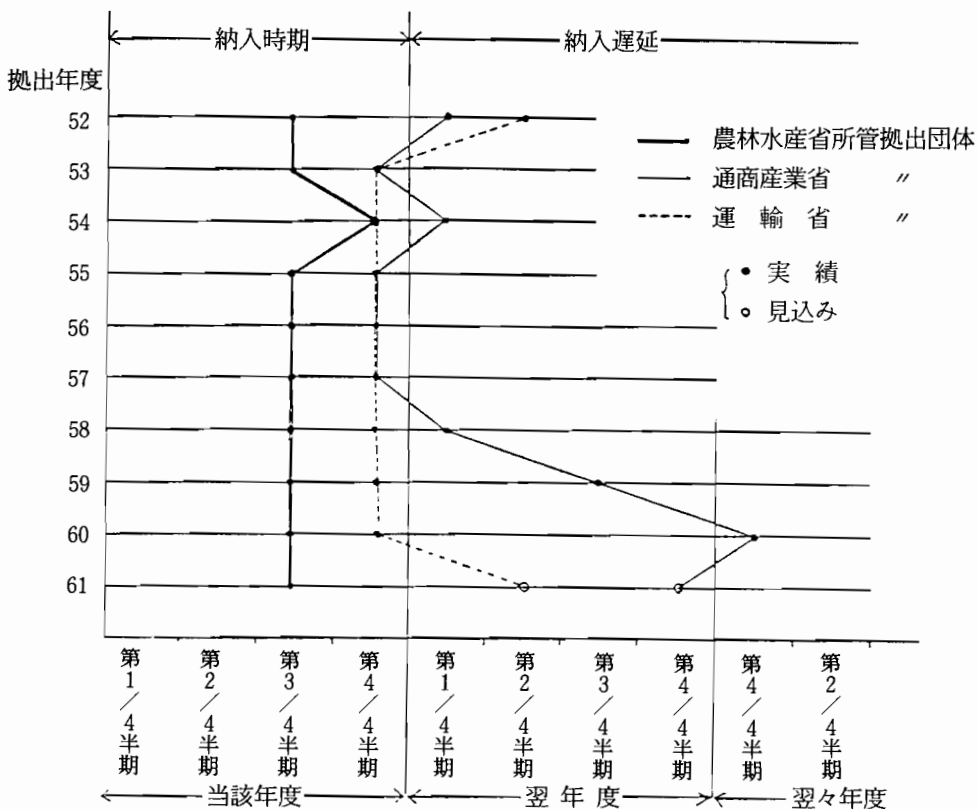
(3) 拠出金の負担額の通知、納入時期等年ごとの拠出金の額については、毎年運輸、通産および農水の三省で協議の後、それぞれの所管の団体に通知される。拠出団体は、割当通知を受けてからそれぞれの下部組織と協議し、団体構成者からの拠出金を集金して油濁基金に納入している。各団体が各省から通知を受けてから油濁基金に納入する迄の所要期間は概ね2ないし4ヶ月である。従って拠出金の納入を年度中頃までに終了することとすれば、各団体への割当は年度初めまでに行なうことが必要である。最近年次になって拠出金の通知が遅れ始めたために、拠出金の納入も遅れ年度

末又は翌年度になっている事例も発生している。(表64, 図25)。

過去の支払実績について救済金・防除費の合計額で平均的な時期別の支払額を見ると年度初めから第3四半期までが約3割、第4四半期が約3割、翌年度初めが残りの4割となっている。しかし、年度別にみるとばらつきが多く年次によっては第4四半期までに7割から8割強が支払われている。拠出金の納入時期は上述の如く遅れがはじめており、事故の発生時期、被害額の大きさ、認定に要する期間等過去の実績から判断して今後确实、迅速な支払に問題が生ずる恐れが出て来ている。

拠出団体拠出金の入金状況

(拠出金が95%以上入金した四半期)



今後、早期に負担額の通知が行われ、納入が遅くとも年央迄に終了するよう各関係省庁、拠出団体に要請して行くことが必要である。

(4) 事業計画、収支予算の申請、承認時期

現行の寄附行為によれば、本事業についての事業計画及び収支予算は、理事会で決定したのち主務大臣の承認を受けなければならないことになっている。申請は例年年度初めに行われ早い時期に承認されるのが通常であったが、前述の如く拠出団体毎の負担額の決定について遅れが生ずることと関連し、最近その承認が遅れる傾向が顕著

になって来ている。

事業を安定的かつ健全に行っていくためには、このような事態が生じないように関係方面に要請して行くことが必要である。

3. 事業の実施体制

原因者不明の油濁救済事業の実施については、油濁事故が全国各地に発生する現状からして、その事務処理の全てを油濁基金の組織のみで行うことは、油濁基金の役職員数及び予算面からみて不可能な状況である。

従って、現地での業務の処理については、油濁基金の役職員を必要に応じて現地に派

遣すること等により行っているがこれでは不十分であり、漁業の系統団体である漁業協同組合連合会等に事務委託をするとともに、都道府県及び市町村等の公的機関の協力を仰いで実施しているのが現状である。

(1) 漁業協同組合（「漁協」）の役割

本制度においては被害の救済は漁協を通じて行うこととしており、被害の救済申請者も漁協としている。このような仕組みをとっている理由は、①漁協が当該地域の漁業実態に精通しており、被害額算定等を性格かつ迅速に行いうる、②一般に漁場油濁被害は同一地域の多数の漁業者に同時に発生するため各被害者が個別に被害救済の申請をし、また多数の被害者に対して個別に救済金等の支払を行うこととすれば事務が繁雑となる、③防除清掃作業等の被害処理について、漁協の統一的指導のもとに行うことが望ましい等のためである。

このような仕組みをとっているため、本来漁協が油濁被害の救済に関し支出しなくともよい経費、例えば被害対策会議費、印刷通信費、写真代、職員旅費、車や船舶の燃油代、超勤手当等の支出が必要となるが、これらの経費については、本制度が任意拠出制に基づくものであることとの関係もあり救済の対象としていない。

これらの経費を補填し、漁協ひいてはその構成員である漁業者の負担を軽減することについては、今後の問題として検討して行くことが必要であろう。

(2) 漁業協同組合連合会（「漁連」）の役割

漁連はその組織が比較的大きく漁業全般、漁業被害の救済等に詳しい者を抱えており、また被害地の漁協地区内の漁業実態も把握している。従って、漁場油濁被害の救済に関する事務処理について、油濁基金の事務を代行し、また事故発生に際し直ちに漁協を指導して被害拡大の防止をしたり、漁協を指導して油濁基金への被害救済申請手続等の必要な措置をとらせるのに適した機能を有している。このような事情により、油濁基金はその業務の一部を漁連に委託している。委託業務の実施に必要な職員の現地出張旅費及び会議費等の直接的な経費については、油濁基金から経費の支払をしているが、人件費等については支払対象外としている。また経費面以外でも、漁連の業務が繁忙な時期においては、相当な負担を課すこととなっている。従って、これらの問題についても今後その改善策を検討して行く必要がある。

(3) 類似事業との統合等

原因者不明の油濁被害の救済以外の油濁、その他の漁場油濁の未然防止、あるいはこれらの問題に関する啓蒙普及等の諸活動を実施している基金及び協会等の関係団体は、現在全国に36組織がある。また、瀬戸内海では1府11県の漁連で構成している瀬戸内海環境保全連絡会がある。中央団体としては、油濁基金もそのメンバーの一員となっている全国漁場環境保全対策協議会がある。その他、全国漁業協同組合連合会は、原因者判明の油濁事故による漁業被害について

その解決のため側面的な支援をしている。

油濁基金としてはこれら関係団体との連携を密にし、油濁事故未然防止のための諸対策を推進するとともに、今後の長期的課題として、類似関連事業の実施による現行事業の一層の効率的実施等の問題についても検討して行くべきであろう。

4. 救済の対象

(1) 救済対象の範囲

本制度では、被害の全てを救済の対象とはしていない。これは被害の原因物質は石油類であり、その運搬、消費等に従事する者が原因者であることは明らかであるが、原因者を特定できない被害であるため、従来の不法行為の枠組の中では救済できない問題であること、また社会保障制度で救済するまで機が熟していないことから、本制度は産業の発達と共に出来来た新しい被害救済制度として関係者の任意拠出金による救済制度となったものであり、その実施に当っては拠出者側の負担をできるだけ少なくしながら、最低限の救済とする仕組みをとることとなったためである。

このように本制度による救済は、被害のうち第一次的あるいは直接的ともいうべきものの一部に限定されており、原因者の判明している油濁被害の場合のように因果関係の存する全ての損害を補填するものではない。

例えば、事故が発生すると漁協を中心として被害の復旧あるいは拡大の防止のため

の各種の措置が講じられるが、これらに要する経費のうち現地対策会議費、通信連絡費、交通費、写真代等の事務費、さらに漁業被害の発生による漁協の共同販売手数料の減収等は救済の対象とされていない。また、漁業者にとっては油濁発生ということから直接汚染されていない生産物まで買い叩かれ、価格が下落してもそれらは風評による被害として救済はされないし、深刻な被害の救済を主眼としていることと少額被害を含めることによる事務費増をさけるという理由から、1件当りの被害額が50万円以下の場合も救済の対象外とされている(表56, 57)。

救済対象の範囲をどこまでみるのか、油濁基金として今後引き続き検討していく必要がある。

(2) 認定方式

被害額については、本制度の関係者の意向が十分反映されるよう拠出団体関係者、漁業関係者及び中立の学識経験者から選出された委員により構成される中央・地方の審査会において厳正な審査が行われ、その結果を基に公正妥当な認定が行われており、大筋においては特に問題はないと考えられる。

しかしながら、例えば防除・清掃時の労務費、漁船用船費については、全国统一価格として低目に設定しているため、現地の実態価格より低くなっている向きもあること、また、漁業被害の算定に際し、漁場の優劣による細分化が難しく、平均的視野に

たった処理がなされていること、数量の把握が困難な自家消費分の生産被害額が計上されないこと、等々の問題がある。

これらの問題については、油濁基金として今後も引続き検討を加え、より実態に即した救済が行われるよう努めていかなければならない。

5. 法制化等

今後、より安定的に被害者の救済を行っていく必要があるが、現在次のような問題がある。

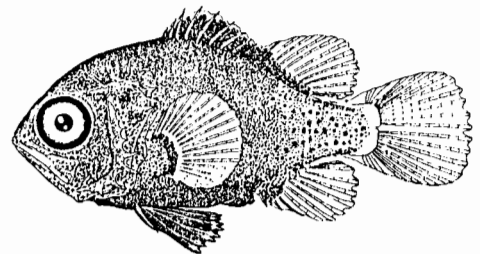
- ① 抛出处団体としては任意抛出处であり、必ずしも被害について抛出处が直接的な責めを負わない損害についても救済金を負担しなくてはならないこともあって、出来るだけこれを負担したくない

との願望があり、とくにその業界が不況にあるとき等には抛出处の抛出が遅れたり未収金が生ずること。

- ② 救済事業の基本である被害の未然防止に関する事業の実施と、取締りの強化による被害の減少に関する予算が不足していること、また、
- ③ 現在の制度では補填の対象とならない損害があること。

以上のような問題を解決するためには、現行制度につき、引続き基金規模の拡大等を含め改善のための検討を続け、さらに上記の対応以外に法制化による事業の実施について検討していく必要がある。

- ◎ 3回にわたり分載した『漁場油濁問題調査検討会報告書』は今回で終了しました。



中央審査会の動き

○昭和62年度第5回中央審査会

昭和63年3月31日本年度第5回中央審査会が開催され、千葉県船橋地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、防除清掃関係の3件で、写真代の減額など厳正な審議検討の結果別表（その1）のとおり認定された。

○昭和63年度第1回中央審査会

昭和63年4月27日本年度第1回中央審査会が開催され、愛知県常滑・野間地区等5件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係1件と防除清掃のみのもの4件で、漁業被害は愛知県常滑・野間地区ののり養殖業の被害であり、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。これらの案件は、次のような点などについて質疑応酬などがあり、審議検討された結果別表（その2）のとおり認定された。

- (1) 愛知県常滑・野間地区について、①乾のりの共販価格から控除する生産経費の際、のり網の種付から展張、摘みとりに至る経費はどうなるのか。（控除する経費は摘採から出荷までの不必要となった経費であり、摘採前の経費は控除せず、価格に含まれる。）②落ちのりの共販は

一般の共販とは別に行っているのか。（組合集荷、検査は一般ののりより1日前に行い、共販も「落ちのり」として扱っている。）③落ちのりの休漁被害で、休漁後に休漁中の分も大量に拾えろと考えられないか。（ちぎれ葉体は時間がたてば生理的に品質が低下し、ゴミ等も混入するので、毎日新しいものを選別して拾っている。）

- (2) 防除清掃関係について、各案件とも原因者の究明とその結果についての説明がないが。（原因者不明の被害ということが前提で申請がなされている訳であるが、今後は、申請書の作成時点においてその点が明らかとなるよう、その記述につきよく指導することとする。）

- (3) その他「労務費及び漁船用船費の改定案」について、意見を求めたところ、男女差を付ける表現ぶりは問題はあるのではないか、いっそのこと一本化したらどうか、など発言があり、結局、次回理事会までに事務局で再検討することとなった。（注；その後、昭和63年5月23日(月)開催の昭和63年度第1回理事会において「労務費及び漁船用船費」は本誌P.31の様に改訂された。）

地方審査会の動き

のり漁期も終りに近づいた昭和63年3月、愛知県常滑市及び美浜町野間地区ののり漁場に、又4月には青森県下北郡佐井村沿岸にC重油の廃油と思われる油が漂着して漁

業被害が発生した。

両県において、それぞれ地方審査会が開催され、その検討結果が中央審査会に報告された。

○愛知県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討内容
第1回 昭和63年3月30日	昭和63年3月3日美浜町野間漁協のり漁場に、又3月5日常滑市鬼崎、常滑、小鈴谷漁協のり漁場にC重油と思われる油が流入して養殖中ののり、のり網が汚染されているのが判明した。各組合では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、汚染のり網、原藻の廃棄及び汚染乾のりの廃棄処分を決定した。 被害区分；汚染のり網の撤去及び汚染原藻の刈り取り廃棄による生産減、汚染乾のり、のり網の廃棄、落ちのりの休漁被害、防除清掃費、汚染物の処理費用
第2回 昭和63年4月14日	

○青森県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討内容
昭和63年6月17日	昭和63年4月23日、下北郡佐井村沿岸にC重油と思われる油が多量に漂着、小型定置網、わかめ養殖施設を汚染した。組合では、関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、汚染漁具の撤去、払拭を行い、大規模な海岸清掃を実施した。 被害区分；汚染わかめの廃棄、汚染漁具の廃棄、休漁被害、防除清掃費用

昭和62年度第5回中央審査会上程分(その1)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		備考
						漁業被害 円	防除清掃 円	
千葉県 船橋地区	63. 2. 5	船舶から排出 (航路に油膜)	船橋市漁協 のり漁場付近	船橋市漁協	防除清掃	円 104,765		
鹿児島県 屋久島地区	3. 2	" (オイルボール)	上屋久町漁協 地先海岸一帯	上屋久町漁協	"	2,957,380		
沖縄県 本部地区	3. 8	" (")	本部漁協管内北海岸 及び瀬底島海岸一帯	本部漁協	"	2,305,635		
計					防除清掃3件 漁業被害1件 防除清掃30件(1)	5,367,780		
62年度累計						3,604,500	45,242,979	()漁業被害併発で内数

昭和63年度第1回中央審査会上程分(その2)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		備考
						漁業被害 円	防除清掃 円	
愛知県 常滑野間地区	63. 3. 3	船舶から排出 (C重油か原油)	鬼崎から野間漁協に いたるのり漁場	鬼崎・常滑・小鈴 谷・野間漁協	のり養殖業の被害	円 36,046,779	円 1,474,429	
鹿児島県 種子島地区	3.10	" (オイルボール)	馬毛島地先海岸 一帯	西之表市漁協	防除清掃		2,607,800	
鹿児島県 種子島地区	3.12	" (")	口永良部島東海 岸一帯	上屋久町漁協	"		571,130	
鹿児島県 種子島地区	3.14	" (")	南種子町地先海 岸一帯	南種子町漁協	"		2,777,360	
愛知県 野間地区	3.17	" (A重油と思われる)	野間漁協地先のり漁 場	野間漁協	"		260,400	
計					漁業被害1件 防除清掃5件(1)	36,046,779	7,691,119	()は漁業被害併発で内数
62年度累計					漁業被害2件 防除清掃35件(2)	39,651,279	52,934,098	

労務費及び漁船用船費の改訂

漁業被害及び防除清掃作業に従事した場合の費用の支弁について労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、昭和63年4月1日より次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う

作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

労務費（1時間当たり）

	新	旧
労務費 (1時間当たり)	円 830	円 825

(参考) 1日当たり(8時間労働) 6,640円

漁船用船費（1日当たり）

	新	旧
1t以上船	円 26,000	円 26,200
1t未満船	円 15,000	円 14,700

評議員の委嘱について

評議員

福岡県庁所属 山本治水氏の辞任に伴う後任として、同県庁所属の今林靖彦氏が委嘱された。

新	旧
今林靖彦 福岡県庁水産林務部次長	山本治水 同 左

事由；山本氏の退職に伴う変更

官 庁 人 事 異 動

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
運 輸 省	63. 6.10	海洋海事課長	川上五郎	加藤 甫

油 濁 基 金 人 事 異 動

(1) 異 動 (63. 5. 1)

新	氏 名	旧
理 事	竹 村 一 喜	理 事 兼 総 務 部 長
参 与	本 荘 正	業 務 部 長
業 務 部 長	井 田 家 基	審 査 課 長
総 務 部 長	長 島 真 助	総 務 課 長
審 査 課 長	三 木 智 憲	指 導 課 長 代 理

(2) 採 用 (63. 7.16)

命	氏 名	摘 要
総 務 課 長	宇 津 木 隆 司	—

(3) 退 職 (63. 5.31)

免	氏 名	摘 要
職 員	世 古 広 樹	総 務 部

(編集後記)

1. この「油濁基金だより」も昭和50年11月に第1号を発行して以来、本号で38目を数えました。前号でも触れましたが、前号から装いを一新いたしました。我田引水ですが評判も悪くないようなので、作るのにも力が入ります。
2. ところで「油濁基金だより」は、当基金の啓蒙普及活動の一環として発行し、関係各機関は勿論、全国2,000余の漁協あて無償で直接配布しているものです。

なかには何を勘違いしてか、受取らず返却してくる漁協が毎回1つか2つあります。今後は、そんなことが皆無となり、益々漁民の皆さんに親しまれるような機関誌にしたいと念願しています。

3. 本号は「基金記事」が多く、その分「寄稿」が手薄となってしまい、味気ないものになりましたが悪しからず。
4. 原稿の募集 (P10参照) をしていますので、ご投稿の程よろしく願います。



廃油状の油がのり養殖場へ流入し、のり及び養殖施設に被害を与えた。
(昭和63年3月、愛知県知多半島西海岸)

(人物紹介)

鹿児島県漁業協同組合連合会総務指導室

宮内 浩三

年齢 26歳

趣味 球技なんでも

好みのタイプ (女性) やさしい女(ひと)

(男性) 男らしい男

採用 昭和61年4月

担当 昭和63年4月より



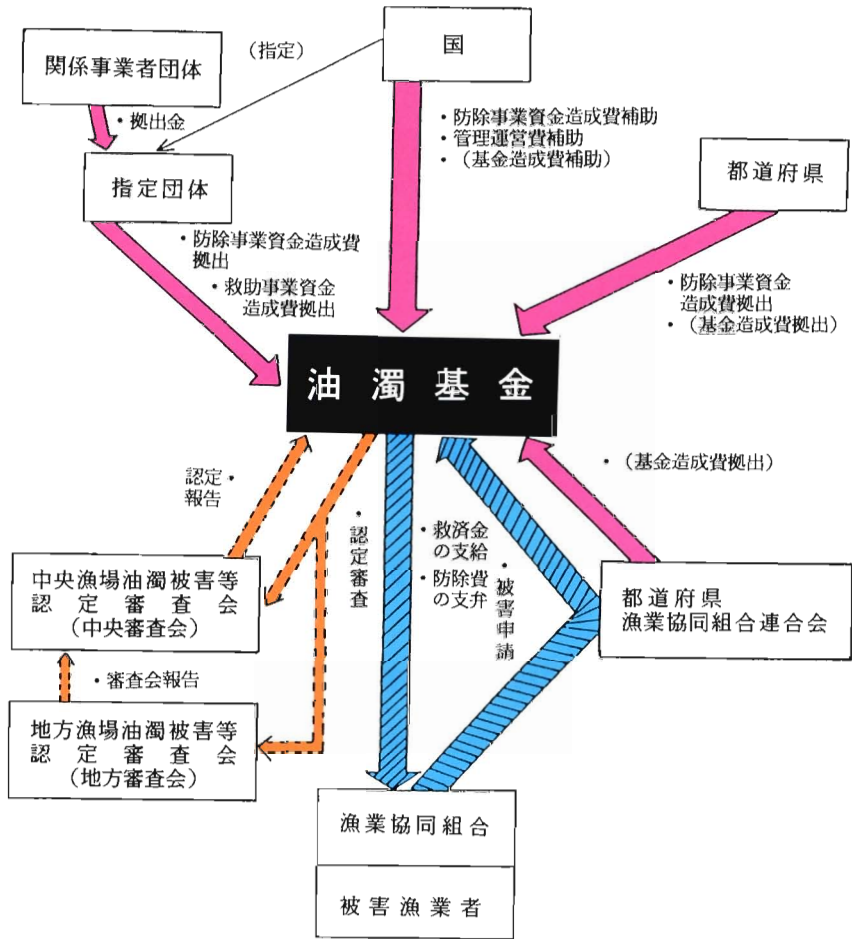
—油濁関係の仕事について—

・本音としては、好みの仕事でもない。

しかし、本制度の仕組みがわかって、非常によい制度だと思った。改めて見直した。いろいろ問題もあろうが、全国漁民のためにずっと存続してもらいたいと考えている。

・仕事での苦労は特にはないが、関係組合の事故処理等対応ののろいこと(本県は、防除・清掃事業が多い)。一生懸命指導しているにも拘らず、なかなか期待に応えてくれない。一連の処理が終るとほっとする(心のなかでは、当分油濁の発生がないことを祈る心境)。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



発行月	昭和63年 7月
発行所	財団法人漁場油濁被害救済基金
住所	〒101 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル6階
電話	03-254-7033
ファックス	03-254-3978 [Ⓕ]